

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第5号

愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第5項の規定に基づき、個人情報の取扱いが開始された事務について次のとおり公表する。

平成30年4月6日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野志 克仁



平成29年度 個人情報取扱事務の届出

整理番号	実施機関名	担当部課	事務の名称	事務の目的	対象者の範囲	収集先
29-1	広域連合長	事業課	療養費支給申請書点検委託事務	療養費支給申請書の点検を民間業者に委託し、適正化を図るため	後期高齢者医療被保険者	本人・実施機関内